



交通事故速報

令和3年1月29日

滋賀県トラック協会 安全環境委員会

第 30 号

事業用トラックの飲酒事故の根絶を目指して！

令和2年12月26日（土）午後3時30分頃、京都府の国道において、滋賀県に営業所を置く大型トラックが運行中、縁石に乗り上げて転覆しました。この事故の負傷者はありませんでしたが、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出され、「飲酒運転事故」が発生してしまいました。運転手は数日前から遠隔地での輸送でしたが、当日の昼にコンビニで弁当とビールを購入し、飲酒したようです。

当該事業者から正副会長に対して

今回は常習性が疑われ、機械的に飲酒対策をしても、飲む者は掻い潜ってでも飲む。今回は中間点呼で対面点呼が出来なかった。朝の電話点呼のみで、昼間の電話点呼はしていなかった。

事故後、会社として色々と対策を考えているが、決定的なものではなく、検討中である。

などと説明されました。

正副会長からは

会社は「飲酒運転はダメ」ということを常に口酸っぱく言い続けるしかない。機械的な対策をしても、完璧はない。運転手の心に落とし込むことが大事である。最後は心の問題である。

「明日は我が身」で対岸の火事ではなく自分の事として、危機感を持つことが大事。

などの意見が出ました。

また、当該事業所から全ト協の「飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について決議」の取り組みの推進、「飲酒運転防止対策マニュアル」の活用を行いつつ、問題点の検証を行い、従業員にきめ細やかで具体的な指示・指導を行うことを約束されました。

滋ト協では協会一丸となって「飲酒運転撲滅」を目指しており、「飲酒運転事故」は言語道断で、今回正副会長名で当該事業所に対して「厳重注意」し、再発防止の徹底を図りました。